

非公式訳

投資委員会布告

第 26/2564 号

件名：投資委員会布告第 2/2557 号に基づきインダストリー4.0 への向上に新規投資をする  
B グループ事業向けの追加恩典を付与する措置

B グループ事業においてインダストリー4.0 への向上に新規投資をするよう促進を図るために、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、および第 31 条の権限に基づき、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」に基づく追加恩典の改定を以下のように発布する。

第 1 項 本措置はインダストリー4.0 への向上に新規投資をする B グループ事業に適用する。尚、事務局が指定した恩典付与対象外とする特別政策を有する業種は除く。

第 2 項 国家科学技術開発局が同意したインダストリー4.0 への向上のための投資計画を提案し、許可された計画に従い事業を行うこと。

第 3 項 自動化およびデバイス間の接続（Automation and Network Technology）、データ分析およびスマートオペレーション（Smart Operation）、または生産プロセスと企業管理でのデジタル技術使用（Digital Technology in Production & Enterprise Processes）など、様々な分野で指定された基準に従ってインダストリー4.0 への向上のために機械に投資すること。

第 4 項 自動化およびデバイス間の接続（Automation and Network Technology）、データ分析およびスマートオペレーション（Smart Operation）、および生産プロセスと企業管理でのデジタル技術使用（Digital Technology in Production & Enterprise Processes）による機械設備およびデジタル技術への投資金額のみは、インダストリー4.0 への向上の投資金額とする。

4.1 機械設備への投資または支出は全額で計算される。

4.2 ソフトウェア、プログラムもしくは情報システムの使用およびクラウドもしくはデータセンターのレンタル/サービス使用への投資または支出に関する投資または支出の計算基準は以下の通りである。

4.2.1 下記の投資または支出は全額で計算される。

(1) 機械/設備の制御と管理や生産システムの支援のために機械または設備と共同で作動しなければならないソフトウェア、プログラムまたは情報システムの使用への投資または支出。

(2) 人工知能（Artificial Intelligence いわゆる AI）、機械学習の活用、ビッグデータの導入またはデータ分析（Data Analytics）への投資または支出。

(3) 関係機関の認証を取得したタイ国内事業者により開発・改善されたもののみを対象とする企業管理でのソ

フトウェア、プログラムまたは情報システムの使用への投資または支出。

(4) 国内でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

4.2.2 下記の投資または支出は半額で計算される。

(1) 関係機関の認証を取得していないタイ国内事業者またはタイ国外の事業者により開発・改善されたものの企業管理でのソフトウェア、プログラムまたは情報システムへの投資または支出。

(2) タイ国外でのクラウドまたはデータセンターのレンタル/サービス使用にかかる支出

第 5 項 恩典は以下の通りである。

5.1 インダストリー4.0 への向上のための投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限として、法人所得税を 3 年間免除する。

5.2 その他の恩典は、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の基準に基づく。

第 6 項 仏暦 2565 年（2022 年）の最終営業日までに奨励申請書を提出すること。

尚、仏暦 2564 年（2021 年）10 月 11 日より有効とする。

発布日：仏暦 2564 年（2021 年）12 月 13 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長